

特定相談支援事業の指定変更について

(芦屋市障がい福祉課)

令和2年4月1日現在

提出期限について、兵庫県への届出により国保連請求システムへの登録完了となるため、全ての届出について、原則適用月の前々月末日までの提出が必要です。
事象発生後の提出となる場合は、下記に記載のとおり10日以内に提出してください。

1. 変更の届出 (法令で定める事項)

指定された事業所の名称、所在地など法令で定める事項に変更が生じたときは、その旨を10日以内に芦屋市長に届け出ること。

提出書類

- ・様式第2号 変更届
- ・変更内容に関わる添付書類 (例: 登記簿写しなど)

2. 変更の届出 (体制加算等)

人員配置や資格取得・研修受講などにより特定事業所加算等の変更を行う場合は、以下の書類の提出により届出を行うこと。

提出期限及び適用日

毎月末日までの提出で、翌々月1日からの適用
(変更を希望する月の前々月末日までに提出すること)

提出書類

- ・体制加算等変更届
- ・人員体制一覧表 (特定相談支援部分抜粋)
- ・届出内容に関わる証明書類 (資格証の写しなど)

3. 変更の届出 (人員)

体制加算に影響はないが、人事異動・新規採用・退職等により相談支援専門員及び相談員に変更があった場合については、以下の書類の提出を以て、10日以内に届出を行うこと。

提出書類

- ・人員配置変更届 (芦屋市様式)
- ・人員体制一覧表 (特定相談支援部分抜粋)
- ・届出内容に関わる証明書類 (資格証の写しなど)

4. 廃止・休止の届出について

指定された事業について廃止若しくは休止するときは、休廃止予定日の1月前（前々月末日）までに芦屋市長に届け出ること。

提出書類

様式第3号 廃止・休止・再開届出書

※上記の期日に提出できない場合は、速やかに報告すること

5. 再開の届け出について

指定された事業について再開したときは10日以内に芦屋市長に届け出ること。

提出書類

様式第3号 廃止・休止・再開届出書

6. 指定の取消しについて

厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たすことができなくなるなど、障害者自立支援法第51条の29第1項第1号、第51条の29第2項第1号及び児童福祉法第24条の36第1項に該当する場合には、指定を取り消すことがあること。